

市報 わかやま

人権
特集号

Wakayama City Public Relations 人権特集号 2019

平成 30(2018)年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

和歌山県人権啓発センター ☎435-5420

最優秀作品・優秀作品



最優秀作品 市立和歌山高等学校 中内 梨桜さん



優秀作品 市立和歌山高等学校 妹脊 琉那さん



優秀作品 県立和歌山さくら支援学校 大東 龍之介さん



優秀作品 市立和歌山高等学校 笠松 愛理さん

11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です

同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展過程の中で作られた身分差別にもとづくもので、生まれた場所や住んでいる場所によって差別される重大な人権問題です。

2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」とともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じている」と記されており、近年、インターネットを使った人権侵害が大きな問題となっています。私たちが日頃利用しているインターネットにおいては、偏見や差別意識にもとづく差別書込み等の誤った情報があふれており、正しい知識がなければ、安易に見過してしまったり、その内容を事実であると信じてしまいます。

本市では、同和問題(部落差別)の解消に向けた啓発活動の一環として、差別書込みの拡散を防止するため、プロバイダに削除要請を行うモニタリング事業を行っています。

すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが同和問題(部落差別)についての正しい知識を持つことが大切です。

女性の人権

自らの意思で「働きたい」と希望する女性が職業に就くにあたって、より自由に活躍することができるよう取り組みを行うことで、豊かな社会づくりを実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

わが国では少子高齢化が進んでおり、それに伴う労働人口の不足が見込まれる中、もっと働きたい、もっと自分の力を活かしたいと希望する女性が活躍できる場を増やすことが不可欠となっています。

女性が活躍できる環境を整え、その生き方に自信と誇りを持つことができるように、自らの意思により個性と能力が十分に発揮できる機会が確保される社会の実現のためには、働くすべての人が女性の人権を尊重し、自分らしく輝ける生き方を決めることができるよう、より協働しやすい職場をつくるべく必要です。



高齢者の人権

わが国では、医療技術の進歩や生活環境の改善により平均寿命が伸びることに、生涯現役を目指して活躍する高齢者が増えています。

その一方、高齢者への虐待や、財産をだまし取る悪質商法や振り込め詐欺、一人暮らしの高齢者の孤独死など、高齢者をめぐる深刻な人権問題も後を絶ちません。これら要因の一つとして、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者が地域社会において孤立してしまつことがあげられます。

誰しもいつかは高齢者になるのですから、高齢者の人権問題は、私たち自身の問題として考えていく必要があります。

高齢者の持つ豊かな知識と経験が生かされ、生きがいを持って生活できる社会を実現するためにも、私たちの社会を築いていただいた先輩である高齢者への感謝の気持ちを持ち、日々の生活の中で高齢者との交流を深め、安心して暮らしていける社会を実現していきましょう。



障がいのある人の人権

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害者差別解消法」が制定されました。

この法律では、国及び地方公共団体が、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要の施策を実施する責務を定めるとともに、私たち国民一人ひとりの責務として、それぞれの立場において、差別の解消の推進に寄与していくことを定めています。

こうした中で、私たち、市民一人ひとりが日常生活の中で心がけていくことは、電車やバスにおいて、車いすを利用する人の乗り降りをサポートしたり、視覚障がい、肢体不自由などがある人には、優先席でなくても席をゆずるといったことなどがあげられます。誰かが何かに困っているときは、「何かお手伝いできることはありませんか?」と尋ねることもいいかもしれません。

私たち、市民相互の思いやりを大切に、ともに生き、ともに暮らせるまちづくりをすすめていきましょ。



子どもの人権

1989年11月に国連総会において、すべての子どもの人権を守るため「子どもの権利条約」が採択され、今年で30年を迎えます。

この条約は18歳未満のすべての子どもの権利と、その権利を守るため国や私たちがしなければならぬことが書かれています。

しかし、世界には、貧困や紛争、飢餓といった厳しい環境の中で生きることが出来ず亡くなる子どもがたくさんいます。国内においても、近年では子どもの貧困が大きな社会問題となっており、親からの虐待や育児放棄、いじめなどの原因で心や体が傷つけられたり、かけがえのない命が失われたりといったケースも後を絶ちません。

子どもの幸せな笑顔は、私たちの心を和ませ、安心感をもたらします。そして、その子どもたちの笑顔を守る事が出来るのは私たちです。

子どもも一人の人間として人権が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育っていくために、地域全体で子どもを見守り、育てて行くことが大切です。

人権の詩 平成30(2018)年度

受賞作品 知事賞 一般(高校生)の部

作品名 『誰か』ではなく『私が』

県立和歌山東高等学校 辻 晴菜さん

おばあさんが電車で立っていた。
座るところはない

私は座っていた。

私は「誰か代わってあげてよ」と思った

終点つくまで誰も代わらなかった。

私は後悔した。「誰か」ではなく

「私が」代われればよかった。

次の日、そのおばあさんは立っていた。

私は座っていた。「よかったらやっぞ」

おばあさんは「ありがとう。たすかるわぁ」

その言葉は「誰か」ではなく
「私」への言葉だった。

(公財)和歌山県人権啓発センター



人権の詩

第37回 和歌山県小学校人権の花運動

『人権の花運動』とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的とした運動です。



最優秀賞 今福小学校



優秀賞 宮小学校



優秀賞 三田小学校



優秀賞 西和佐小学校



優秀賞 川永小学校



奨励賞 木本小学校



奨励賞 太田小学校



奨励賞 野崎西小学校

住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない!

「事前登録型 本人通知制度」を受け付けています

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

この制度を利用することにより、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。また、不正請求を抑止する効果も期待できます。

①登録できる方

和歌山市に住民登録や戸籍のある方
(過去にあった方も含まれます。)

②登録に必要なもの

運転免許証など本人確認書類

③対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票及び除かれた戸籍

- 登録の申請窓口
 - 市役所 1階 市民課 3番 本人通知窓口
 - 文化会館
- 問合せ先/市民課 ☎435-1201
(平日 8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで)

1 市民課窓口・文化会館で事前登録の申請



2 本人以外の住民票などを交付



3 交付したことを登録者本人に通知



えせ同和行為にご注意を!

「同和問題はこわい」という誤った意識が、まだ人々に根強く残っています。このことに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。このような行為は、同和問題の解決を妨げる大きな要因となっています。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

☎人権同和施策課 ☎435-1058

今月の題字、私が制作しました



秋ということで、紅葉の季節だと思ったので、黄色や赤と色々な色を使って表現しました。

市立和歌山高等学校デザイン表現科2年
奥谷 一仁さん



人権啓発ビデオ・DVD・図書を無料貸出

和歌山市では、市民の皆さんに人権の尊さと大切さについて考えていただくため、人権啓発ビデオ・DVD・図書を用意しています。人権意識を高めるきっかけとして、学校、職場、地域の団体などでご活用ください。



☎人権同和施策課 ☎435-1058

【発行】〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
広報広聴課☎435-1009(ダイヤルイン) 和歌山市役所 ☎432-0001(代表)